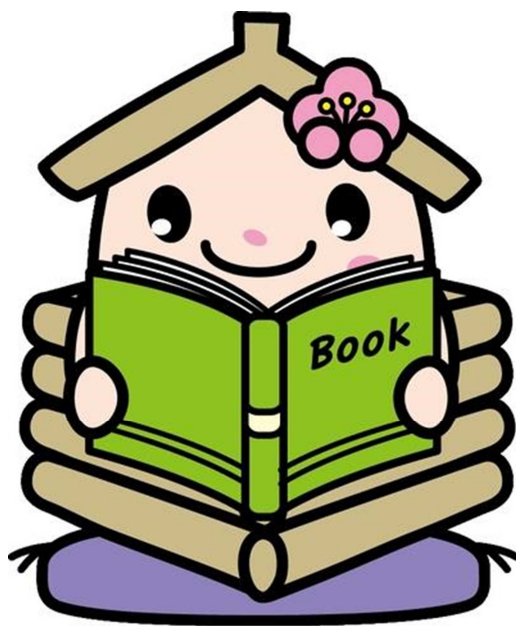


酒々井町の図書館

令和2年度統計



酒々井町マスコットキャラクター 井戸っこ(しすいちゃん)

酒々井町立図書館

目次

1.	酒々井町の概要	1
2.	施設	1
3.	利用案内	2
	(1) 開館時間	2
	(2) 休館日	2
	(3) 利用者登録	2
	(4) 貸出	2
	(5) 返却	2
	(6) 予約・リクエスト	2
	(7) 複写サービス	2
	(8) レファレンスサービス	2
	(9) 電子書籍サービス	2
4.	沿革	3
5.	令和2年度事業報告	6
	(1) 企画展示	6
	(2) 行事	7
	(3) 発行物一覧	7
6.	所蔵資料	8
	(1) 図書	8
	(2) 視聴覚資料	8
	(3) 逐次刊行物	9
7.	統計	10
	(1) 月別利用状況（令和2年度）	10
	(2) 登録者内訳	11
	(3) 貸出数の推移	12
	(4) 登録者数の推移	12
	(5) 所蔵資料の推移	13
	(6) インターネット・AVブース・複写サービス利用状況の推移	13
	(7) リクエストサービス利用状況の推移	14
	(8) レファレンスサービス利用状況の推移	14
	(9) 千葉県内公立図書館のサービス指標（令和2年度）	15
8.	条例・規則	16
	(1) 酒々井町立図書館設置条例	16
	(2) 酒々井町立図書館管理運営規則	17
	(3) 酒々井町立図書館資料収集方針	26
	(4) 酒々井町立図書館資料除籍基準	28
	(5) 酒々井町立図書館資料複製サービス取扱要綱	29

(注)本書に収録してあるデータは、令和3年3月31日現在のものです。

1. 酒々井町の概要

酒々井町は、千葉県北部、北総台地に位置しています。明治22年に町村制が施行され、近隣16か町村が合併して酒々井町が誕生しました。以来、一度も合併することなく独立独歩の道を歩み続け、全国で最も古い歴史のある町となっています。

北西部には印旛沼、東南部には北総台地を配し、緑豊かな自然環境と温暖な気候に恵まれています。今なお残る歴史と文化、自然がバランスよく調和した町です。

町制施行

明治22年4月1日

人口

20,528人
(R3.4.1現在)

面積

19.01 km²

2. 施設

酒々井町立図書館

所在地	〒285-0922 千葉県印旛郡酒々井町中央台3-4-1（文化ホールとの複合施設）
電話	043-496-8682
FAX	043-496-8683
構造	鉄筋コンクリート造、平屋建て（一部2階建て）
建築面積	2,674.548 m ² （駐輪場含む）
延床面積	2,905.361 m ² （図書館部分 742.117 m ² ）
開館	平成15年9月13日



3. 利用案内

令和3年11月1日現在

(1) 開館時間

◇午前9：00～午後5：00

(2) 休館日

- ◇毎週月曜日（祝日の場合は翌日に振替）
- ◇祝日の翌日（土日の場合は平日に振替）
- ◇毎月第3木曜日
- ◇年末年始（12月29日～1月4日）
- ◇特別整理期間（年1回・10日以内）

(3) 利用者登録

- ◇町内在住・在勤・在学の方、その他町隣接地域（佐倉市・成田市・八街市・富里市・印西市）に居住されている方が登録できます。
- ◇町内在住・在勤・在学以外の方は、一部利用が制限されます。
- ◇ご登録の際には、名前と住所が確認できるもの（免許証・健康保険証・学生証など）が必要です。
- ◇貸出カードの有効期限は、登録日・更新日から5年間です。更新時は、貸出カードと住所・氏名が確認できるものをお持ちください。

(4) 貸出

- ◇貸出期間：2週間借りることができます。予約者がいない場合は、2週間延長できます。
（本・雑誌・紙芝居のみ）
- ◇貸出冊数：本・雑誌・紙芝居 10点まで CD・DVD 2点まで

(5) 返却

- ◇開館中は、カウンターにお返しく下さい。閉館している時は、ブックポストに返却できます。
- ◇CD・DVDは破損のおそれがあるため、直接カウンターにお持ちください。

(6) 予約・リクエスト

- ◇貸出中の資料への予約や、所蔵していない資料のリクエストを受け付けています。
- ◇予約・リクエストは合わせて10点まで可能です。

(7) 複写サービス

- ◇図書館所蔵の資料に限り、著作権法に定められた範囲内で複写することができます。
（1枚10円）

(8) レファレンスサービス

- ◇資料に関するご相談に応じるレファレンスサービスをおこなっております。必要な資料の探索や、調べ物のお手伝いをいたします。

(9) 電子書籍サービス（令和3年9月1日より開始）

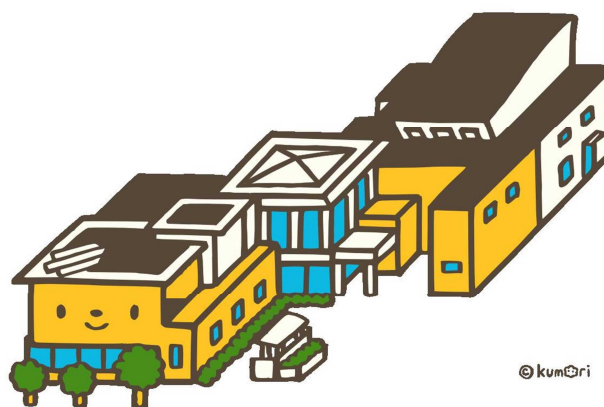
- ◇インターネットに接続できるパソコン・スマートフォン・タブレット端末などを使って、電子書籍コンテンツの貸出・返却ができます。

4. 沿革

平成10年度	基本計画（素案）作成
平成11年度	基本計画（案）検討・先進地視察
平成12年 4月	教育委員会内に準備室を設置
5月26日	酒々井町図書館等複合施設建設検討協議会設置
6月 1日	酒々井町図書館等複合施設建設検討委員会設置（内部検討委員会）
6月20日	平成12年度 第1回建設検討委員会
7月 4日	平成12年度 第1回建設検討協議会 協議会委員の委嘱
8月 1日	町民意向調査実施（広報8月号）
9月19日	平成12年度第2回建設検討委員会
9月26日	平成12年度第2回建設検討協議会 類似施設視察（成東町文化会館のぎくプラザ）
10月25日	平成12年度第3回建設検討委員会
11月 2日	プロポーザル審査委員会設置（委員11名） 平成12年度第3回建設検討協議会
11月 7日	プロポーザル審査委員会（第1回）
11月24日	プロポーザル審査委員会（第2回）
12月 7日	図書館資料整理基準・図書館資料収集方針の制定 図書選定開始
12月18日	プロポーザル審査委員会（第3回）
12月25日	基本設計業務委託の契約締結
平成13年 1月10日	平成12年度第4回建設検討委員会
2月 9日	平成12年度第5回建設検討委員会
2月16日	平成12年度第4回建設検討協議会
4月25日	平成13年度第1回建設検討委員会
4月26日	土質調査業務入札
4月27日	土質調査業務の契約締結
5月15日	平成13年度第1回建設検討協議会
6月 1日	基本設計完了
6月 5日	実施設計業務委託の契約締結
6月11日	土質調査完了
7月 5日	類似施設視察（山梨県須玉町農村総合交流ターミナル）

	8月10日	平成13年度第2回建設検討委員会
	10月5日	平成13年度第3回建設検討委員会
	10月26日	平成13年度第2回建設検討協議会
平成14年	1月25日	平成13年度第4回建設検討委員会
	2月28日	実施設計完了 本体工事入札
	3月19日	平成13年度第3回建設検討協議会
	5月13日	起工式
平成15年	1月25日	広報平成15年1・2月号により施設名称公募
	2月20日	名称選定委員会にて名称決定【プリミエール酒々井】
	5月	名称公表
	5月31日	中央公民館図書室閉室
	6月	建築工事完了
	7月1日	機関設置 図書利用カード事前登録開始
	9月13日	開館式典
	9月14日	運営開始
	10月	隣接市民への貸出開始
平成17年	2月11日	平成16年度図書館講演会（講師：齋藤惇夫氏）
	10月21日	平成17年度図書館講演会（講師：恵良恵子氏）
平成18年	4月	貸出冊数を6冊から10冊に変更
	9月27日	平成18年度図書館講演会（講師：藤田浩子氏）
平成19年	9月19日	平成19年度図書館講演会（講師：森島瑛子氏）
平成20年	1月	図書館開館時間延長の試行開始（毎週金曜日午後6時半まで）
	5月	図書館開館時間を9時30分から9時に変更
	6月18日	平成20年度図書館講演会（講師：エクトル・シエラ氏）
平成21年	3月	開館時間延長の試行終了
	6月17日	平成21年度図書館講演会（講師：中村柁子氏）
平成23年	1月	コンピュータ・システムの更新
	2月18日	平成22年度図書館講演会（講師：どいかや氏）
	3月14日	東日本大震災発生により臨時休館（～22日）
平成24年	7月27日	平成24年度図書館講演会（講師：青島広志氏）
平成25年	2月	図書館資料のインターネット予約開始
	7月31日	平成25年度図書館講演会（講師：京谷和幸氏）

平成26年	9月	3日	開館10周年記念事業開催（講師：藤田浩子氏）
平成27年	4月		「酒々井町子ども読書活動推進計画」策定
	10月	2日	平成27年度図書館講演会（講師：藤田浩子氏）
	11月		千葉県教育功労者表彰（団体の部）を受賞
平成28年	1月		コンピュータ・システムの更新
	4月		「読書通帳」配布開始
	7月		「Shisui Library etc.」第1号発行
	10月	7日	平成28年度図書館講演会（講師：藤田浩子氏）
平成29年	4月		「わらべうたの会」を定期実施（毎月第2木曜日）
	5月	6日	「多読表彰式」を実施
	10月	11日	平成29年度図書館講演会（講師：藤田浩子氏）
平成30年	5月		グループ研究室廃止、郷土行政資料コーナーにリニューアル
	5月	12日	開館15周年記念事業開催（図書館映画会）
	11月	13日	平成30年度図書館講演会（講師：藤田浩子氏）
令和元年	8月		プレミアム酒々井増築工事（～令和2年3月）
	11月	30日	令和元年度図書館講演会（講師：藤田浩子氏）
令和2年	4月	7日	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨時休館
	5月	14日	臨時窓口にて予約本の貸出のみ再開
	6月	9日	一部サービスを制限して開館（開館時間を16時まで短縮）



5. 令和2年度事業報告

(1) 企画展示

実施月	一般	児童
令和2年4月	脳のはなし(～4/6)	読み継がれてきた絵本
6月	脳のはなし(6/9～)	天気の本
7月	平成の芥川賞	2020ブックセレクション
8月	戦争 それぞれの想い	
9月	映像化作品	おつきさまの本
10月		ハロウィンの本
11月	図書館ものがたり	秋の本
12月		クリスマスの本
令和3年1月	若い人に贈る本	お正月の本
2月	ご近所の文学(中国・韓国・台湾)	お菓子の本
3月		春の本



(2) 行事

実施日	事業名	内容
毎月第2土曜日 第4日曜日	おはなし会	4歳～小学校低学年を対象に絵本の読み聞かせを行う ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
毎月第2木曜日	わらべうたの会	0～3歳を対象にわらべうたや絵本の読み聞かせを行う ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
5月中	多読表彰式	昨年度貸出の多かった上位10名の児童・生徒を表彰 ※表彰式は中止し、表彰状及び副賞を郵送
8月中	子ども映画会	子ども向けDVDの上映（全5回）
8月中	ミッション スタンプラリー	図書館にまつわるさまざまなミッションをクリアし、スタンプを集めるスタンプラリー（目標数のスタンプを集めた人に景品を贈呈）
10月27日	出張おはなし会	わらべうたや絵本の読み聞かせ及び講話



ミッションスタンプラリー



子ども映画会

(3) 発行物一覧

発行月	タイトル	配布対象
令和2年7月	2020ブックセレクション	町内小中学校・来館者
9月	酒々井町立図書館報 vol.16	来館者
12月	酒々井町立図書館報 vol.17	来館者
令和3年3月	わらべうたであそぼう♪	来館者

6. 所蔵資料

令和3年3月31日現在

(1) 図書

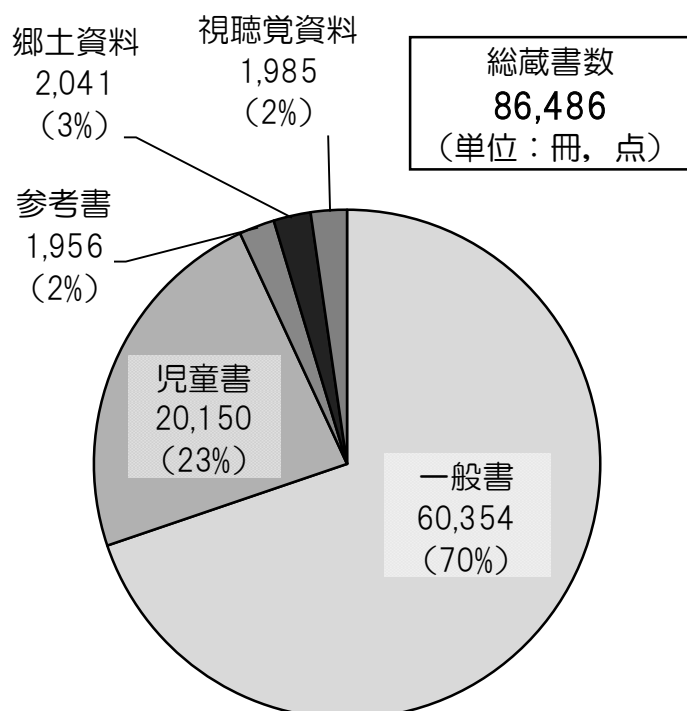
(単位：冊)

請求記号	一般書	児童書	参考書	郷土資料	合計
0 総記	1,094	138	213	33	1,478
1 哲学	2,087	114	70	36	2,307
2 歴史・地理	5,360	831	362	667	7,220
3 社会科学	7,179	764	424	749	9,116
4 自然科学	4,731	1,571	216	143	6,661
5 技術・工学	5,587	632	110	120	6,449
6 産業	2,135	475	86	91	2,787
7 芸術	5,305	668	133	102	6,208
8 言語	804	242	253	17	1,316
9 文学	26,072	7,331	89	76	33,568
C 紙芝居		999			999
E 絵本		6,385		7	6,392
合計	60,354	20,150	1,956	2,041	84,501

(2) 視聴覚資料

(単位：点)

種別	数量
視覚資料	410
聴覚資料	1,575
合計	1,985



(3) 逐次刊行物

*所蔵雑誌一覧

No.	雑誌名
1	AERA
2	ENGLISH JOURNAL
3	With
4	うかたま
5	潮
6	栄養と料理
7	エコノミスト
8	ESSE
9	NHKきょうの健康
10	NHKきょうの料理
11	NHK趣味の園芸
12	ELLE JAPON
13	オール読物
14	音楽の友
15	CAR GRAPHIC
16	Garden&Garden
17	かがくのとも
18	家庭画報
19	キネマ旬報
20	クーヨン
21	暮らしの手帖
22	ぐるっと千葉
23	クロワッサン
24	芸術新潮
25	現代農業
26	こどもとしゃかん
27	子供の科学
28	こどものとも
29	こどものとも012
30	こどものとも年少向
31	こどものとも年中向
32	ゴルフダイジェスト
33	暮ワールド
34	サライ
35	サンデー毎日
36	JTB時刻表
37	週刊朝日
38	週刊新潮
39	週刊文春
40	将棋世界
41	小説現代
42	小説新潮
43	スクリーン
44	すてきにハンドメイド
45	相撲

*所蔵新聞一覧

No.	紙名
1	朝日新聞
2	産経新聞
3	しんぶん赤旗
4	千葉日報
5	DAILY YOMIURI
6	東京新聞
7	日本経済新聞
8	毎日新聞
9	読売新聞

No.	雑誌名
46	正論
47	世界
48	Tarzan
49	ダ・ヴィンチ
50	たくさんのふしぎ
51	旅の手帖
52	中央公論
53	つり人
54	鉄道ジャーナル
55	テニスマガジン
56	天文ガイド
57	ドゥーパ
58	東洋経済
59	ナショナルジオグラフィック
60	Number
61	日経TRENDY
62	日経サイエンス
63	日経マネー
64	日本カメラ
65	Newsweek日本版
66	Newton
67	母の友
68	BE-PAL
69	婦人公論
70	婦人之友
71	プレジデント
72	プレジデントFamily
73	文学界
74	文藝春秋
75	Baby-mo
76	VERY
77	MOE
78	山と溪谷
79	ゆうゆう
80	旅行読売
81	歴史街道
82	レタスクラブ
83	和楽
84	現代の図書館(寄贈)
85	JiCA Magazine(寄贈)
86	スティグマ(寄贈)
87	図書館雑誌(寄贈)

7. 統計

(1) 月別利用状況（令和2年度）

①貸出者数

（単位：人）

	開館 日数	0～6 才	7～12 才	13～15 才	16～18 才	19～22 才	23～29 才	30～39 才	40～49 才	50～59 才	60～ 才	合計
4月	5	9	25	8	2	1	9	17	69	69	350	559
5月	0	3	3	0	1	2	3	5	34	22	110	183
6月	19	23	69	5	2	20	23	47	124	82	629	1,024
7月	24	52	110	14	6	33	41	107	205	146	1,045	1,759
8月	25	81	165	23	8	34	37	85	233	172	1,081	1,919
9月	24	86	108	14	6	37	35	90	204	155	1,100	1,835
10月	26	61	136	11	3	31	42	118	233	156	1,147	1,938
11月	23	82	121	8	4	30	31	107	223	150	1,108	1,864
12月	31	71	98	13	6	17	37	83	172	124	948	1,569
1月	20	55	84	8	8	39	30	74	150	135	851	1,434
2月	21	72	97	5	8	27	36	67	168	136	932	1,548
3月	24	68	100	12	5	32	25	55	152	145	965	1,559
合計	242	663	1,116	121	59	303	349	855	1,967	1,492	10,266	17,191
1日平均		3	5	1	0	1	1	4	8	6	42	71

②貸出数

（単位：冊，点）

	開館 日数	一般書	児童書	参考書	郷土資料	雑誌	視覚資料	聴覚資料	合計
4月	5	2,267	727	0	3	192	39	65	3,293
5月	0	287	140	0	1	52	1	5	486
6月	19	2,516	639	0	6	485	18	69	3,733
7月	24	4,150	1,467	1	4	576	53	140	6,391
8月	25	4,401	1,993	2	6	625	75	133	7,235
9月	24	4,060	1,857	2	6	744	78	109	6,856
10月	26	4,217	1,866	1	6	735	99	116	7,040
11月	23	3,947	1,920	0	3	571	87	138	6,666
12月	31	4,004	1,710	0	10	567	74	113	6,478
1月	20	4,005	1,547	0	2	576	33	92	6,255
2月	21	3,853	1,697	0	2	656	62	148	6,418
3月	24	3,900	1,580	0	2	701	57	139	6,379
合計	242	41,607	17,143	6	51	6,480	676	1,267	67,230
1日平均		172	71	0	0	27	3	5	278

(2) 登録者内訳

(単位：人)

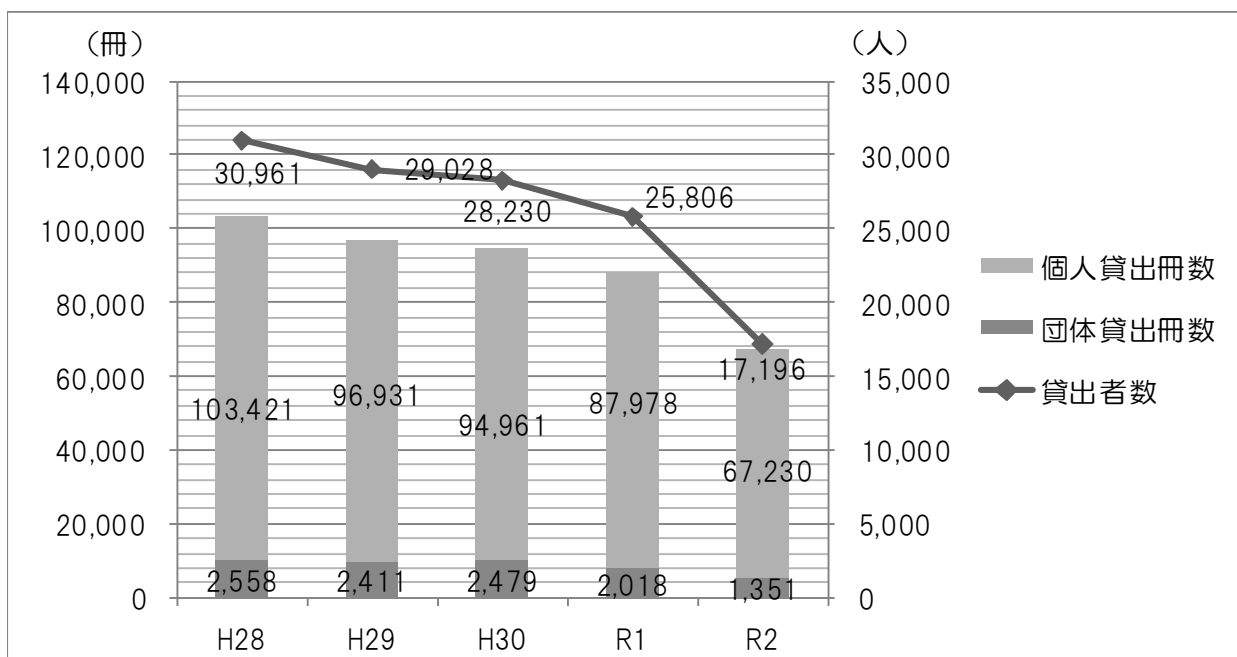
		0～6 才	7～12 才	13～15 才	16～18 才	19～22 才	23～29 才	30～39 才	40～49 才	50～59 才	60～ 才	合計
在住	男	84	300	140	81	95	105	110	213	161	912	2,201
	女	73	325	202	138	166	221	349	518	293	948	3,233
	計	157	625	342	219	261	326	459	731	454	1,860	5,434
在学	男	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
在勤	男	0	0	0	0	2	4	2	4	13	11	36
	女	0	0	0	0	0	5	6	9	12	11	43
	計	0	0	0	0	2	9	8	13	25	22	79
近隣	男	2	11	5	1	21	14	21	26	21	128	250
	女	4	15	6	5	19	22	35	44	28	89	267
	計	6	26	11	6	40	36	56	70	49	217	517
合計	男	86	311	145	82	119	123	133	243	195	1,051	2,488
	女	77	340	208	143	185	248	390	571	333	1,048	3,543
	計	163	651	353	225	304	371	523	814	528	2,099	6,031

※令和3年3月31日現在

(3) 貸出数の推移

(単位：人，冊)

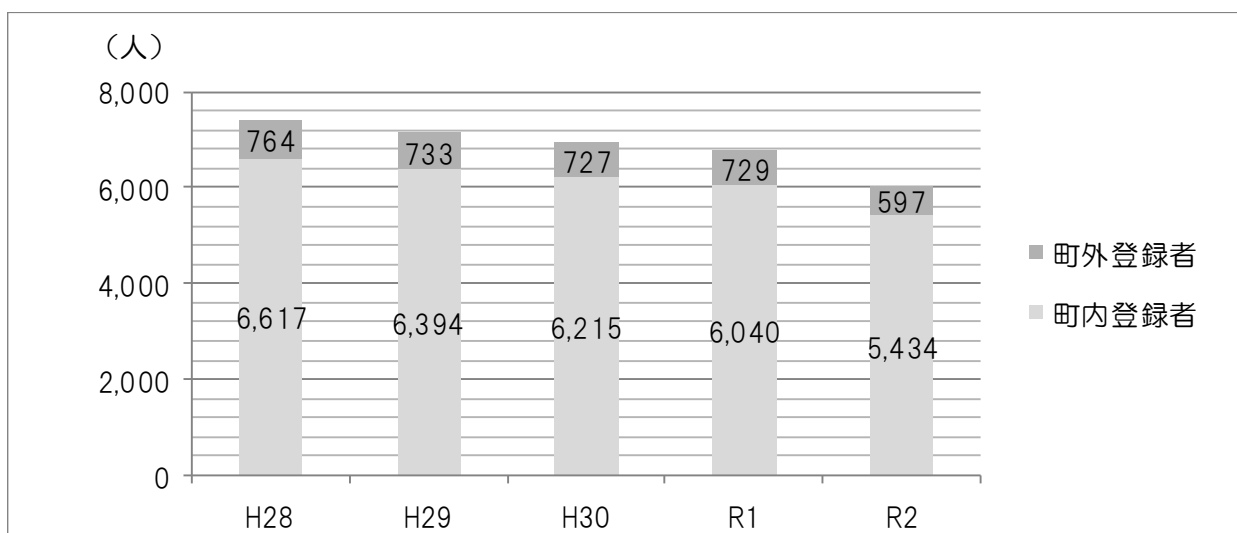
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
貸出者数	30,961	29,028	28,230	25,806	17,196
個人貸出冊数	103,421	96,931	94,961	87,978	67,230
町民 1 人あたり貸出冊数	4.9	4.6	4.6	4.2	3.3
団体貸出冊数	2,558	2,411	2,479	2,018	1,351



(4) 登録者数の推移

(単位：人)

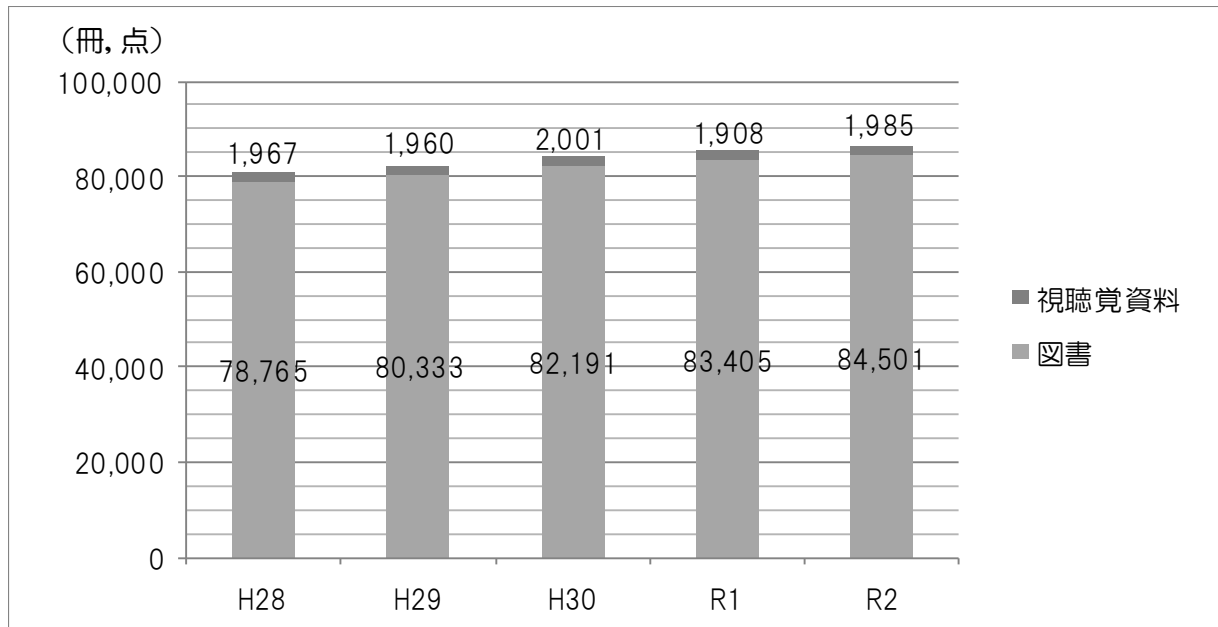
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
登録者数	町内	6,617	6,394	6,215	6,040	5,434
	町外	764	733	727	729	597
	合計	7,381	7,127	6,942	6,769	6,031



(5) 所蔵資料の推移

(単位：冊, 点)

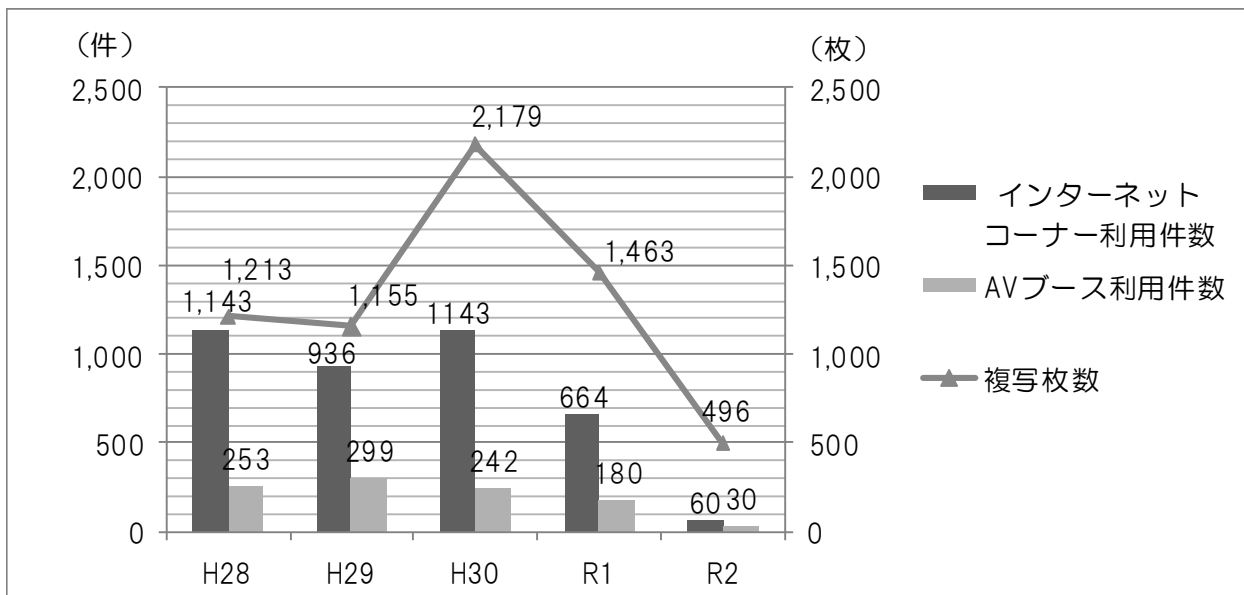
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
図書	78,765	80,333	82,191	83,405	84,501
視聴覚資料	1,967	1,960	2,001	1,908	1,985
総蔵書数	80,732	82,293	84,192	85,314	86,486



(6) インターネット・AVブース・複写サービス利用状況の推移

(単位：件, 枚)

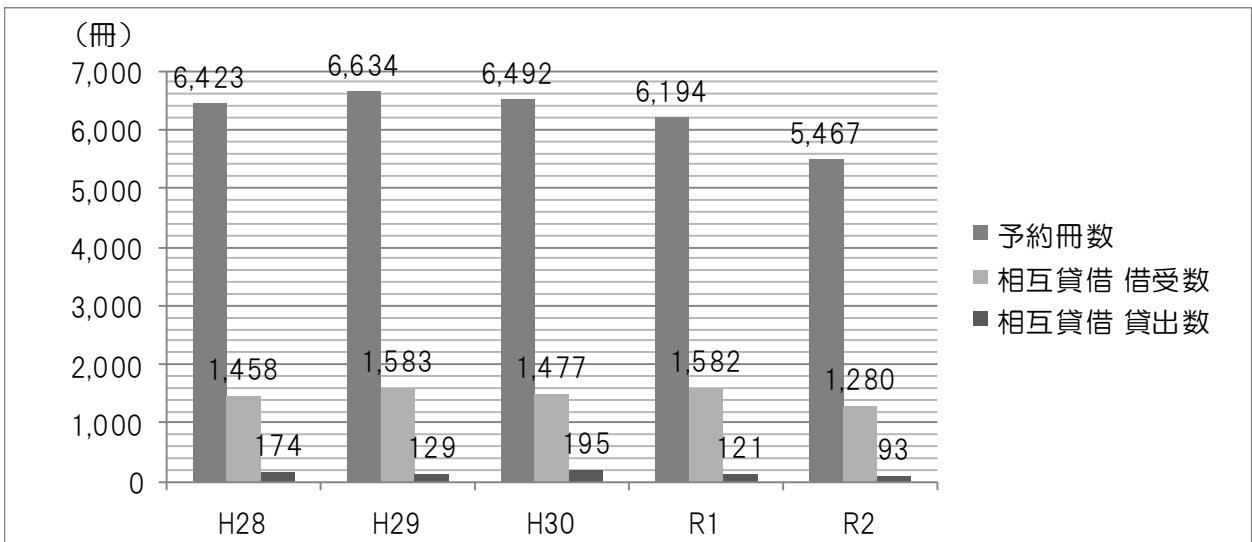
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
インターネットコーナー利用件数	1,143	936	1,143	664	60
AVブース利用件数	253	299	242	180	30
複写枚数	1,213	1,155	2,179	1,463	496



(7) リクエストサービス利用状況の推移

(単位：冊)

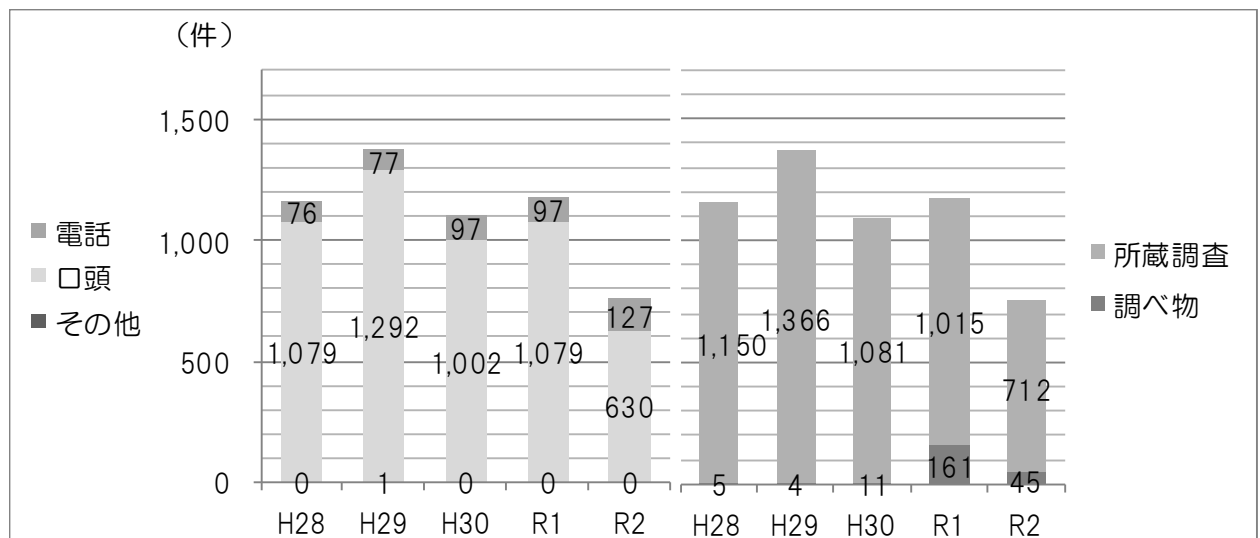
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
予約冊数		6,423	6,634	6,492	6,194	5,467
うちリクエスト冊数		1,692	2,353	2,231	1,621	2,020
相互貸借冊数	借受	1,458	1,583	1,477	1,582	1,280
	貸出	174	129	195	121	93



(8) レファレンスサービス利用状況の推移

(単位：件)

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
レファレンス 件数	電 話	76	77	97	97	127
	口 頭	1,079	1,292	1,002	1,079	630
	そ の 他	0	1	0	0	0
	所蔵調査	1,150	1,366	1,088	1,015	712
	調 べ 物	5	4	11	161	45



8. 条例・規則

(1) 酒々井町立図書館設置条例

平成 15 年 6 月 24 日

条 例 第 2 0 号

(設置)

第 1 条 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 10 条の規定により、酒々井町立図書館を酒々井町中央台 3 丁目 4 番 1 に設置する。

(委任)

第 2 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。

(2) 酒々井町立図書館管理運営規則

平成15年7月29日

教委規則第5号

改正 平成18年3月8日教委規則第1号

平成21年9月11日教委規則第3号

平成22年2月5日教委規則第1号

平成22年3月30日教委規則第8号

平成25年3月28日教委規則第1号

平成31年2月27日教委規則第1号

令和3年8月12日教委規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、酒々井町立図書館設置条例（平成15年酒々井町条例第20号。以下「条例」という。）第2条の規定に基づき、酒々井町立図書館（以下「図書館」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(図書館事業)

第2条 図書館は、図書館法（昭和25年法律第118号）第3条の規定に基づき、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 図書、記録、視聴覚資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）の収集、整理及び保存
- (2) 図書館資料の館内利用及び館外貸出し
- (3) 読書相談及び参考調査
- (4) 町内の学校、公民館等との連絡及び協力
- (5) 他の図書館との連絡、協力及び図書館資料の相互貸借
- (6) 広報及び読書普及活動
- (7) その他、図書館の目的達成に必要な事業

(開館及び閉館)

第3条 図書館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 定期休館日 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）
- (2) 館内整理日 毎月第3木曜日
- (3) 休日の翌日（ただし、その日が土曜日、日曜日、休日、第1号、第2号に規定する日又はこの号の規定により他の日の休日の翌日とされる日でない日とする。）
- (4) 年始休館日 1月1日から1月4日まで
- (5) 年末休館日 12月29日から12月31日まで
- (6) 特別整理期間 年間10日以内で教育委員会が別に定める日
- (7) 臨時休館日 特別の事情により教育委員会が休館を必要と認めたる日

(入館の制限)

第5条 教育委員会は、館内の施設の秩序を乱し、又はそのおそれのある者に対しては、入館を禁止し、又は退館させることができる。

(利用の制限)

第6条 教育委員会は、この規則に違反し、又は教育委員会の指示に従わなかった者に対し、図書館の施設若しくは機器又は図書館資料の利用を制限し、又は禁止することができる。

(損害賠償)

第7条 利用者が図書館資料、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは現品又は相当の代価をもって賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(個人貸出しの対象者及び手続等)

第8条 図書館資料の個人貸出しを受けることができる者は、町内に住所を有し、又は在勤し、若しくは在学している者とする。ただし、教育委員会が適当と認める者については、この限りでない。

2 図書館資料の個人貸出しを受けようとする者は、あらかじめ貸出カード申込書(別記第1号様式)により登録の申込みをしなければならない。この場合においては、当該申込みの際に、本人であることを証明する書類を提示するものとする。

3 教育委員会は、前項の申込みを受けた場合において、登録を適当と認めるときは、当該申込みをした者に対し、貸出カード(別記第2号様式)を交付するものとする。

4 個人貸出しを受けようとする者は、貸出カードの提示により貸出しを受けるものとする。

5 貸出カードの有効期間は、5年とする。

6 貸出カード及び貸出しを受けた図書館資料は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(個人情報の保護)

第9条 教育委員会は、利用者の貸出記録等の個人に関する情報の保護に努めなければならない。

(貸出カードの紛失等の届出)

第10条 貸出カードを紛失したとき又は第8条第2項の貸出カード申込書に記載した内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(個人貸出図書等の数及び期間)

第11条 個人貸出しを受けることのできる図書館資料の貸出数及びその貸出期間は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	図書館資料の貸出数	貸出期間
図書及び雑誌	1人につき10冊以内	14日以内
視聴覚資料	1人につき2点以内	14日以内

2 教育委員会は、前項の貸出期間内に申出のあった者で、他の者の利用を妨げない範囲内において、当該申出のあった日から14日を限度として、貸出期間を延長することができる。

(電子書籍の貸出し)

第11条の2 第8条第3項の貸出カードの交付を受けた者は、電子書籍(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によって認識することができない方式で作られた記録をいう。))によって作成された図書館資料のうち、インターネットを通じた利用が可能とされたものをいう。以下同じ。)の個人貸出しを受けることができる。

2 個人貸出しを受けることのできる電子書籍の貸出数及びその貸出期間は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	図書館資料の貸出数	貸出期間
電子書籍	1人につき3点以内	14日以内

3 教育委員会は、前項の貸出期間内に申出のあった者で、他の者の利用を妨げない範囲内において、当該申出のあった日から14日を限度として、貸出期間を延長することができる。

(電子書籍の利用の停止)

第11条の3 次に掲げる場合は、電子書籍の利用の全部又は一部を停止することができる。

(1) 電子書籍利用に係る設備等の保守点検又は更新を行う場合

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要であると認めた場合

(団体貸出しの対象者及び手続)

第12条 図書の団体貸出しを受けることができる者は、町内の保育園、幼稚園、学校及び読書活動を行

う団体（以下「団体」という。）とする。ただし、教育委員会が適当と認める者については、この限りでない。

2 前項の登録を受けようとする者は、団体の代表者を定めた上、あらかじめ図書団体貸出申込書（別記第3号様式）により登録の申込みをしなければならない。

3 教育委員会が、前項の申込みを受けた場合において、登録を適当と認めるときは、当該申込みをした者に対し、貸出カードを交付するものとする。

（団体貸出図書の数及び期間）

第13条 団体貸出しを受けることのできる図書の数は、1団体につき100冊以内とし、その貸出期間は30日以内とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めた場合は、その冊数及び期間を別に指定することができる。

（館外貸出しを禁ずる資料）

第14条 教育委員会が館外貸出用として指定した図書館資料以外の資料は、館外貸出しを行わない。ただし、教育委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

（図書館資料の返却等）

第15条 個人及び団体貸出しを受けた者は、図書館資料を、定められた貸出期間内に返却しなければならない。

2 教育委員会は、図書館資料を貸出期間内に返却せず、かつ、当該資料の返却を求めてもなお返却しない者に対し、期間を定めて貸出しを禁止することができる。

（図書館資料の複製）

第16条 図書館資料を複製しようとする者は、酒々井町立図書館複写申込書（別記第4号様式）を提出しなければならない。

（寄贈）

第17条 図書館は、図書館資料の寄贈を受けることができる。

2 図書館資料を寄贈しようとする者は、資料寄贈申込書（別記第5号様式）を教育委員会に提出し、承諾を受けるものとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めた場合は、資料寄贈申込書を省略することができる。

（意見の聴取）

第18条 図書館の運営等に関し必要な事項は、社会教育委員会議に諮り意見を聴取するものとする。

（委任）

第19条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成15年9月13日から施行する。ただし、第8条及び第9条の規定については、平成15年8月1日から施行する。

附 則（平成18年教委規則第1号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年教委規則第3号）

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成22年教委規則第1号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年教委規則第8号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に改正前の規則の規定により作成した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成25年教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年教委規則第1号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に改正前の規則の規定により作成した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和3年教委規則第4号）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の別記第1号様式で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別記第1号様式（第8条第2項）

第2号様式（第8条第3項）

第3号様式（第12条第2項）

第4号様式（第16条）

第5号様式（第17条第2項）

第1号様式(第8条第2項)

貸出カード申込書

年 月 日

利 用 券 番 号							
フリガナ							男 ・ 女
みょうじ 氏					なまえ 名		
でんわばんごう 電 話 番 号		()					
うまれたひ 生 年 月 日		年 月 日					
じゅう 住		〒 - (アパート・マンション名)					
在 住 区 分		1	2	3	4		
(○で囲んでください)		町 内 在 住	町 内 在 勤	町 内 在 学	隣 接 市 町 村		
※勤務先または学校名		※区分の2・3を○でかこんだ方は、必ず記入してください。 電話番号(- -)					

※手続きに必要なもの・・・住所・勤務先・学校を確認できるもの
免許証、学生証、社員証、名札など

確 認	新 規	再発行	受	付	仮	登	録	入	力

第2号様式(第8条第3項)

(表面) 貸出カード

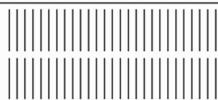


(裏面)

- ・資料をかりるときは、このカードをお持ちください。
- ・氏名、住所、電話番号が変更になったとき、またはこの貸出カードを紛失したときはお申し出ください。

酒々井町立図書館

TEL 043-496-8682 酒々井町中央台3-4-1



0000000-0

なまえ

図書団体貸出申込書

年 月 日

利用券番号							
フリガナ							
団体名							
フリガナ							
代表者名							男・女
連絡先	()						
生年月日	年		月		日		
代表者住所	〒 —						
	(アパート・マンション名)						
在住区分	1	2	3	4			
	町内在住						
備考	活動場所など						

※手続きに必要なもの・・・住所・勤務先・学校を確認できるもの
免許証、学生証、社員証、名札など

確認	新規	再発行	受付	仮登録	入力

酒々井町立図書館複写申込書

利用券番号				フリガナ		性別
				氏名		男・女
住所	*利用券番号を記入の方は住所等の記入は不要です。 〒				電話	()
書名		コピーするページ数		コピーした枚数		
		～				
書名		コピーするページ数		コピーした枚数		
		～				
書名		コピーするページ数		コピーした枚数		
		～				
書名		コピーするページ数		コピーした枚数		
		～				
書名		コピーするページ数		コピーした枚数		
		～				
				総枚数		コピー総額
					× 円 =	

第5号様式（第17条第2項）

資料寄贈申込書

年 月 日

（あて先）酒々井町立図書館長

住 所	〒 ー
電話番号	()
氏 名	

図書館資料の寄贈をしたいので、酒々井町立図書館管理運営規則第17条第2項の規定により申し込みます。

資 料 名	発 行 所	数 量	価 格
	計		円

(3) 酒々井町立図書館資料収集方針

平成 15 年 9 月 12 日 酒々井町立図書館

1 目的

この方針は、酒々井町立図書館の図書、記録、視聴覚資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）の収集に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 資料収集基本方針

図書館資料の収集に当たっては、町民の生涯学習の推進と教養知識の向上が図れるよう、おおむね次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 資料は、特定の分野、思想に偏ることなく、幅広く収集する。
- (2) 選定に当たっては、資料の価値及び町民の学習ニーズを考慮し選定する。
- (3) 選定者個人の関心や好みによって選定をしない。

3 資料収集に関する具体的方針

資料の選定に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

- (1) 特定の個人、団体を誹謗・中傷したものや差別を助長するものは収集しない。
- (2) 対立する意見のある資料は、それぞれの観点に立つ資料を収集する。
- (3) 資料形態について、次の資料は選定しない。
 - ア 切り抜き、組み立て、コンピュータソフトなど付属資料が目的で編集されたもの。
 - イ クロスワード、各種試験問題など書き込みを目的としたもの。
 - ウ 著しく耐久性に欠けるもの。
- (4) 高度な専門資料、研究文献については収集しない。
- (5) 学習参考書、教科書、コンピュータゲームソフト攻略本は収集しない。
- (6) 高価な資料、全集及びそれに類する資料は、特に必要性、利用頻度が高い場合を除き、千葉県内図書館等からの借用対応を考慮して、原則、収集しない。

4 資料別収集基準

(1) 一般書（成人用図書）

- ア 全分野にわたり、基本的なものや入門書を中心に幅広く収集する。
- イ 文化的、経済的、社会的領域への新しい興味を開くような図書を収集する。
- ウ 文芸書は人気のある作家を中心に収集し、あまり利用度の見込めない全集等は郷土資料関係を除き収集しない。
- エ 利用の高い分野の専門書は、高度な専門書や研究書を除き、収集に努める。

(2) 児童書

- ア 児童の想像力を高め、豊かな心を育てるような資料を収集する。
- イ 物語などは、長く読みつがれた普遍的な価値あるものと評価の高い新刊の最良書を収集する。
- ウ 絵本は、内容はもとより、タイトル、正本、装丁、色彩にも十分配慮して収集する。
- エ 紙芝居は、絵の表現がすぐれ、豊かな心を育てる内容のものを収集する。
- オ 科学読物は、情報・知識を得る楽しさと論理的に考える科学の楽しさを学べるものを中心に収集する。
- カ マンガは、原則として収集しない。

(3) 参考図書

- ア あらゆる分野にわたり、町民が日常的に調べる際の参考となる最新の資料を幅広く収集する。
- イ 政府刊行物（白書、統計類）は積極的に、年鑑、便覧は基本的なものを収集する。
- ウ 蔵書目録、索引等は必要に応じて収集する。

(4) 郷土・行政資料

ア 酒々井町に関する資料（雑誌等を含む）は可能なかぎり収集に努める。

イ 千葉県及び県内市町村に関する資料は、基本的資料、歴史的資料及び、特に酒々井町に関係ある資料を中心に収集する。

(5) 外国人向けの図書

将来的にも利用頻度が高いと予想されるものを厳選して収集する。

(6) 逐次刊行物

ア 新聞

全国紙、県紙を中心に、縮刷版も含め利用頻度が高いと予想されるものを収集する。

イ 雑誌

a 総合誌（週刊、月刊）を中心に、利用度が高いと予想されるものを各分野にわたり幅広く収集する。

b 娯楽誌は必要性に応じて収集するが、マンガ雑誌は収集しない。

(7) 視聴覚資料

ア 映像資料（ビデオテープ類）

a 各ジャンルにおいて、利用度が高いと予想され価値の高い資料を収集する。

b 受験用、学習参考テキスト及びゲームソフト攻略等は収集しない。

イ 音声・音響資料（コンパクト・ディスク類）

a 各ジャンルにおいて、利用度が高いと予想され価値の高い資料を収集する。

b あらゆる年代の利用者に対応できるように収集する。

c 受験用、学習参考テキスト等は収集しない。

d カセットテープは、郷土資料を主に厳選して収集する。

(8) 視覚障害者用資料

大型活字本を中心に、利用者の要求にそって収集に努める。

(9) ニューメディア資料

CD-ROMなどニューメディア資料の収集については、利用価値、利用頻度を考慮し収集するよう努める。

(10) 寄贈資料

郷土・行政資料を中心に保存価値等を考慮し、厳選して収集する。この場合、本方針に定める各事項を適用する。

(4) 酒々井町立図書館資料除籍基準

(趣旨)

第1条 この基準は、酒々井町立図書館管理運営規則（平成15年教育委員会規則第5号）第2条に規定する事業を十分かつ円滑に運営するため、酒々井町立図書館（以下「図書館」という。）における資料の除籍に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 図書館において利用価値を失った資料を除籍することにより、書架の合理的な利用を図るとともに、常に質の高い新鮮な資料構成を維持するための資料の更新を行う。

2 長期間にわたり所在を確認できない資料を除籍扱いすることにより、現存する資料を正確に把握するとともに、必要な資料の補充を行い適正な資料構成の維持に努める。

(除籍対象資料)

第3条 除籍の対象となる資料及びその基準は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 亡失資料

ア 蔵書点検により不明が確認されてから3年を経過したもの

イ 貸出期限を過ぎた資料であって、督促等の努力にもかかわらず5年を経過しても返却されないもの

ウ 利用者が紛失した資料で、やむを得ない理由により現品での弁済が不可能なもの

エ 不可抗力による災害その他の事故によるもの

(2) 破損・汚損資料

ア 破損または汚損がはなはだしく、修理困難なもの

イ 切り抜き、書き込み等がはなはだしく、全体として利用に耐えないもの

(3) 不用資料

ア 学問、技術の進歩又は時間の経過等により、記述あるいは記録された内容が資料としての価値を失ったもの

イ 新版、改訂版、類似資料等の入手により、利用価値がなくなったもの

ウ 複本が存在し、又は利用要求が少なく、将来にわたり長く保存する必要のないもの

エ 新聞、雑誌で、保存年限を経過したもの

(除籍対象外資料)

第4条 次に掲げる資料については、亡失資料及び破損・汚損資料となる場合を除き、原則として除籍対象としない。なお、特段の事情がある場合は、この限りでない。

(1) 酒々井町に関する行政資料、民間発行資料及び歴史的資料

(2) 記述された内容の新旧にかかわらず、当該分野の基本的又は歴史的価値を有する資料

(3) 類似する資料が存在しない、又は極端に少ない資料

(4) 品切れ、絶版、その他の事情により、再び収集することが困難で、かつ高い資料価値を有する資料

(除籍の決定)

第5条 除籍にあたっては、除籍資料明細書を作成し、図書館長の決裁をうけるものとする。

(除籍資料の譲与)

第6条 図書館長は除籍を決定した不用資料を、必要に応じて他の図書館及び公共的団体等に譲与することができる。

(その他)

第7条 この基準に定めるもののほか、図書館における資料の除籍に関し必要な事項は、図書館長が別に定める。

附則

この基準は平成16年12月1日より施行する。

(5) 酒々井町立図書館資料複製サービス取扱要綱

平成 18 年 11 月 16 日

教委告示第 12 号

改正 平成 22 年 3 月 5 日教委告示第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 31 条及び酒々井町立図書館管理運営規則（平成 15 年酒々井町教育委員会規則第 5 号。以下「規則」という。）第 16 条に基づき、酒々井町立図書館（以下「図書館」という。）における図書館資料（以下「資料」という。）を複製するための必要な事項を定める。

(複製対象資料)

第 2 条 複製サービスの対象となる資料は、図書館が収集し、所蔵又は管理している図書及び逐次刊行物とする。ただし、次の各号に該当する資料は対象としない。

- (1) 複製により損傷を来たすおそれがあるもの
- (2) 和装本、特殊文庫、その他館長が不相当と認めるもの

(複製料金)

第 3 条 複製料金は、1 枚につき 10 円とする。

(領収書の交付)

第 4 条 利用者からの領収書の交付の請求があった場合は、領収書を交付するものとする。

(複製受付時間)

第 5 条 複製受付時間は、図書館開館時間内とする。

(複製物の責任の所在)

第 6 条 機械的な故障による場合を除き、利用者の誤操作などによって複製物に瑕疵が発生しても図書館はその責を負わない。

2 複製しようとする資料の著作権に関する一切の責任は、複製を行う利用者が負うものとする。

(補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、資料複製サービスの取扱いについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成 22 年教委告示第 4 号）

この告示は、公示の日から施行する。

酒々井町の図書館

令和2年度統計

発行 令和3年11月

発行者 酒々井町立図書館

〒285-0922 酒々井町中央台 3-4-1

TEL 043-496-8682

FAX 043-496-8683

